

お知らせ 市役所の組織が4月1日から変わります

問職員課 ☎(082)420-0909

市民サービスの向上とより効率的な組織体制への移行を目指し、4月1日(水)から、市役所の組織を変更します。
主な変更の内容

業 務	所属名		電話 (変更後)
	3月まで	4月から	
脱炭素化の支援事業などに関すること	環境先進都市推進課 企画推進係	環境先進都市推進課 事業係	☎(082)420-0928
地域における高齢者の介護予防 (通いの場など)に関すること	地域包括ケア推進課	医療保健課	☎(082)420-0936

お知らせ 自転車の交通ルールを守りましょう

問危機管理課 ☎(082)420-0400



道路交通法の改正により、4月1日(水)から自転車にも「交通違反に対する反則通告制度 (青切符)」が適用されます。16歳以上の自転車運転者の悪質・危険な違反に対して、警察官の警告に従わない場合や歩行者・他の車両に危険を及ぼした場合に、青切符が交付されます。
 酒気帯び運転や酒酔い運転、あおりなどの妨害運転など悪質な違反は、刑事罰の対象となる交通切符(赤切符)が交付されます。

主な違反	反則金額
携帯電話使用 (保持)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反 (逆走など)	6,000円
指定場所一時不停止	5,000円
公安委員会遵守事項違反 (傘さし運転など)	5,000円
並進、二人乗り	3,000円

お知らせ 給食費の無償化(小学校)・負担軽減(中学校)

問学事課 ☎(082)420-0975

市立小・中学校給食費の保護者負担を軽減するため、交付金を活用し、令和8年度から給食費を次のとおり改定します。

また、給食費の納付期限を変更します。詳細は学校のお知らせや市ホームページをご覧ください。



	保護者負担額		令和8年度 1食単価	納付期限
	3月まで	4月以降		
小学校	245円	無償	330円(※1)	—
中学校	280円	280円	380円(※2)	第1期 6月30日(火)

※1 給食費負担軽減交付金を活用し、330円を減額しています
 ※2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、100円を減額しています

お知らせ 市職員の作業着が変わります

問職員課 ☎(082)420-0909

4月から、市職員が着用する作業着が変わります。今までの作業着も当面の間着用し、数年かけて切り替えていきます。



国 保 国民健康保険(国保)こんなときは届け出を

問国保年金課 ☎(082)420-0933

就職、退職、引っ越しなどで、健康保険に変更があるときは、14日以内に国保年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。電子申請で手続きできるものもあります。
 届け出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めたり、職場の健康保険の保険料と二重に納めたりすることになります。
 その他の場合や詳細は、市ホームページをご確認ください。



	こんなとき	手続きに必要なもの
入 る と き	他の健康保険をやめた・被扶養者でなくなった	健康保険資格喪失(脱退)証明書または離職票など
	東広島市に転入(前住所でも国保)または入国	市民課での手続きの後、加入手続き
	〈加入手続きをしないでいると〉 国民健康保険の加入日は、それまでの健康保険などの資格が無くなった日で、手続きをした日ではありません。 届け出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めることになる場合があります。	

※口座振替手続き

国民健康保険税の納付は、原則口座振替です。
 預(貯)金通帳またはキャッシュカード、通帳使用印鑑を持参してください。
 一部の口座は、ペイジー口座振替受付サービスが利用できます。

	こんなとき	手続きに必要なもの
や め る と き	他の健康保険に加入した・被扶養者になった	国民健康保険の資格確認書、勤務先などの健康保険の情報が分かるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど) ※郵送での申請や、市ホームページから電子申請(マイナンバーカードを持っている人のみ)ができます
	他市へ転出または出国する	国民健康保険の資格確認書など ※市民課での転出(出国)手続きの後、脱退手続き
	〈やめる手続きをしないでいると〉 会社の健康保険などに入っても、やめる手続きをしない限り国民健康保険に加入し続けます。そのため、知らないうちに国民健康保険税と職場の健康保険の保険料を二重に払うことになる場合があります。	

	こんなとき	手続きに必要なもの
そ の 他	修学のために転出する	国民健康保険の資格確認書、当該年度に学生であることを確認できるもの(学生証、在学証明書など)
	国民健康保険の資格確認書などを紛失または破損、汚損した(再発行の申請)	国民健康保険の資格確認書など(破損または汚損した場合) ※市ホームページから、電子申請ができます
	外国籍の人の在留資格・期間に変更があった	国民健康保険の資格確認書、在留カード、パスポート(※) ※在留資格が「特定活動」の場合

※全ての手続きには、本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です